

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書

平成 31 年 3 月 22 日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう
住 所 東京都千代田区永田町2-11-1
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも
氏 名 株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘
登録年月日 平成16年4月1日
登録番号 第74号
連絡先 経営企画部 企画調整室

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成31年3月29日
------	------------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新	旧
<p>第2章 接続する設備の範囲</p> <p>第4節 接続により提供する機能</p> <p><u>(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)</u></p> <p><u>第9条の2 別表1 (接続により提供する機能) の1-1 (基本接続機能) に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明 (事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。) により提供するものとします。(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。)</u></p> <p><u>2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者に提供し、その協定事業者と協議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から1年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。</u></p> <p><u>3 当社が廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第34条の2に定める周知を行ったこととします。</u></p> <p><u>4 前3項の規定にかかわらず、当該機能を現に利用する協定事業者がない場合は、当社は速やかに当該機能を休廃止することがあります。</u></p>	<p>第2章 接続する設備の範囲</p> <p>第4節 接続により提供する機能</p> <p>なし</p>

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新	旧
<p>第4章 標準的接続期間 (標準的接続期間)</p> <p>第29条 当社は、第14条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。</p> <p>(1) 第12条(事前調査の回答)第2項に規定する場合 第15条(接続申込みの承諾)に規定する承諾後6ヶ月以内。</p> <p>(2) 第12条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第18条(個別建設契約の締結)に規定する個別建設契約を締結する場合 個別建設契約の締結時から、1年以内。</p> <p>(3) 第12条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第23条(接続用ソフトウェア開発契約の締結)に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手から 18ヶ月以内。</p> <p>2 前項第3号の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、標準的接続期間が前項第3号の規定と異なる場合があります。</p> <p>3 第1項の場合において、協定事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まれないものとします。</p> <p>4 第12条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号又は第3号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」となるのは「第15条(接続申込みの承諾)に規定する承諾から」に、また、同項第3号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第14条(接続申込み)に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。</p>	<p>第4章 標準的接続期間 (標準的接続期間)</p> <p>第29条 当社は、第14条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。</p> <p>(1) 第12条(事前調査の回答)第2項に規定する場合 第15条(接続申込みの承諾)に規定する承諾後6ヶ月以内。</p> <p>(2) 第12条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第18条(個別建設契約の締結)に規定する個別建設契約を締結する場合 個別建設契約の締結時から、1年以内。</p> <p>(3) 第12条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第23条(接続用ソフトウェア開発契約の締結)に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合 <u>(FOMAサービス及びXiサービスに係るものに限る。)</u> 接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手 <u>(6月末までに仕様を確定した場合は直近の8月に着手、12月末までに仕様を確定した場合は直近の2月に着手となります。)</u> から <u>1年後の翌月</u>以内。</p> <p>(4) <u>第12条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第23条(接続用ソフトウェア開発契約の締結)に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合 (FOMAサービス及びXiサービスに係るものを除く。)</u> <u>接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手 (6月末までに仕様を確定した場合は直近の8月に着手となります。)</u> から <u>1年後の翌月</u>以内。</p> <p>2 前項第3号 <u>又は第4号</u>の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、<u>接続用ソフトウェアの開発の着手時期又は標準的接続期間が前項第3号 <u>又は第4号</u>の規定と異なる場合</u>があります。</p>

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

3 第1項の場合において、協定事業者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まれないものとします。

4 第12条（事前調査の回答）第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号、第3号又は第4号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」となるのは「第15条（接続申込みの承諾）に規定する承諾から」に、また、同項第3号及び第4号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第14条（接続申込み）に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新					旧				
第1表 接続料金					第1表 接続料金				
第1 網使用料					第1 網使用料				
2 料金額					2 料金額				
区分		単位	料金額	備考	区分		単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに	<u>0.040181</u> 円	—	(1) 通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.041562 円	—
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに	<u>0.072326</u> 円	—	(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能		1 秒ごとに	0.074813 円	—
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	<u>0.40963</u> 円	—	(3) ショートメッセージ通信モード接続機能		1 通信ごとに	0.43567 円	—
(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに	<u>1.87249</u> 円	—	(4) 衛星電話接続機能		1 秒ごとに	1.24832 円	—
(5) MNP転送機能		1 秒ごとに	<u>0.009109</u> 円	—	(5) MNP転送機能		1 秒ごとに	0.010376 円	—
(6) FOM A直収パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>524,493</u> 円	月額	(6) FOM A直収パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	552,075 円	月額
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>52,449</u> 円	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	55,207 円	月額
イ 削除					イ 削除				
(7) Xi直収パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	<u>524,493</u> 円	月額	(7) Xi直収パケット接続機能	ア GTP 接続	(ア) 10Mb/s のもの	552,075 円	月額
		(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	<u>52,449</u> 円	月額			(イ) 10Mb/s を超える 1.0Mb/s ごとに	55,207 円	月額
イ 削除					イ 削除				

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

(8) F O M A 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	89 円	月額	(8) F O M A 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	94 円	月額
(9) X i 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	89 円	月額	(9) X i 特定接続契約者回線管理機能	1 契約者回線ごとに	94 円	月額
(10) 削除	—	—	—	(10) 削除	—	—	—
(11) 削除	—	—	—	(11) 削除	—	—	—
(12) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	12 円	月額	(12) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	13 円	月額
(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	12 円	月額	(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	13 円	月額

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新				旧			
第1表 接続料金				第1表 接続料金			
第2 網改造料				第2 網改造料			
2 料金額				2 料金額			
2-2 年額料金の算定に係る比率				2-2 年額料金の算定に係る比率			
区分		内容		区分		内容	
諸掛費率		0.087		諸掛費率		0.067	
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	0.086	ソフトウェア	法定耐用年数期間内	0.085	
		法定耐用年数経過後	0.050		法定耐用年数経過後	0.050	
	ハードウェア	法定耐用年数期間内	0.091	ハードウェア	法定耐用年数期間内	0.090	
		法定耐用年数経過後	0.050		法定耐用年数経過後	0.050	
土地		0.087		土地		0.085	
通信用建物		0.043		通信用建物		0.042	

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新						旧																	
第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 2 工事費の額 2-1 工事費						第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 2 工事費の額 2-1 工事費																	
区分		単位		工事費の額		備考		区分		単位		工事費の額		備考									
(1) トランスレータ変更工事費		当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごとに		1 (適用) 第1欄のとおり		—		(1) トランスレータ変更工事費		当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごとに		1 (適用) 第1欄のとおり		—					
(2) 削除		—		—		—		—		(2) 削除		—		—		—		—					
(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費		第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用		アイ以外の場合		1 工事ごとに		1 (適用) 第1欄のとおり		—		(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費		第5条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用		アイ以外の場合		1 工事ごとに		1 (適用) 第1欄のとおり		—	
		アイ接続回線帯域幅の変更に係る工事		1 工事ごとに		31,495 円		(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費		アイ接続回線帯域幅の変更に係る工事		1 工事ごとに		30,100 円									
(略)						(略)																	

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

2-3 2-2に適用する作業単金			2-3 2-2に適用する作業単金		
区分	単位	内容	区分	単位	内容
平日昼間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,299</u> 円	平日昼間	一人あたり1時間ごとに	6,020円
平日夜間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,128</u> 円	平日夜間	一人あたり1時間ごとに	6,837円
平日深夜	一人あたり1時間ごとに	<u>8,252</u> 円	平日深夜	一人あたり1時間ごとに	7,946円
土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,483</u> 円	土日祝日昼夜間	一人あたり1時間ごとに	7,188円
土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	<u>8,607</u> 円	土日祝日深夜	一人あたり1時間ごとに	8,296円

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新					旧						
第3表 その他の費用 第1 USIMカードの貸与に係る費用 1 USIMカードの貸与に係る費用の額 2-2 年額料金の算定に係る比率					第3表 その他の費用 第1 USIMカードの貸与に係る費用 1 USIMカードの貸与に係る費用の額 2-2 年額料金の算定に係る比率						
区分		単位	形状	費用の額	備考	区分		単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	<u>335</u> 円	FOMA直取ポケット接続機能又はXi直取ポケット接続機能での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	341円	FOMA直取ポケット接続機能又はXi直取ポケット接続機能での利用が可能です。

接続約款新旧対照表 (2019/3/29 改正)

新		旧											
<p><u>附 則 (平成 31 年 3 月 29 日経企第 3114 号)</u> <u>(実施期日)</u> 1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 29 日から実施します。 <u>(U S I Mカードの貸与に係る費用の額)</u> 2 当社は、この改正規定実施の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間において、U S I Mカードの貸与に係る費用について、料金表第 3 表 (その他の費用) 第 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用) 1 (U S I Mカードの貸与に係る費用の額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>形状</th> <th>費用の額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U S I Mカードの貸与に係る費用</td> <td>1 枚ごとに</td> <td>P l u g - i n U i C C、M i n i - U I C C、 又は 4 F F</td> <td>341 円</td> <td>F O M A 直収ポケット 接続機能 又は X i 直 収ポケット接 続機能での 利用が可能 です。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(網使用料の遡及適用)</u> 3 当社は、料金表第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 第 6 欄及び第 7 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。</p>		区分	単位	形状	費用の額	備考	U S I Mカードの貸与に係る費用	1 枚ごとに	P l u g - i n U i C C、M i n i - U I C C、 又は 4 F F	341 円	F O M A 直収ポケット 接続機能 又は X i 直 収ポケット接 続機能での 利用が可能 です。	なし	
区分	単位	形状	費用の額	備考									
U S I Mカードの貸与に係る費用	1 枚ごとに	P l u g - i n U i C C、M i n i - U I C C、 又は 4 F F	341 円	F O M A 直収ポケット 接続機能 又は X i 直 収ポケット接 続機能での 利用が可能 です。									